

◎著作権法の一部を改正する法律

(平成二四年六月二七日法律第四三号)

一、提案理由(平成二四年六月一日・衆議院文部科学委員会)

○平野(博) 国務大臣 このたび政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度につきましては、これまでも順次整備を進めてまいりましたが、文化芸術立国、知的財産立国の実現に向け、一層の充実が必要となっております。

この法律案は、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の利用態様が多様化しているとともに、著作物等の違法利用、違法流通が広がっていることから、著作物等の利用の円滑化を図るとともに、著作権等の適切な保護を図るため、必要な改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明を申し上げます。

第一に、いわゆる写り込み等に係る規定の整備を行うもので

あります。

著作権者等の利益を不当に害しないような著作物等の利用であっても形式的には違法となるものについて、著作権等の侵害とならないことを明確にすることにより、著作物等の利用の円滑化を図るため、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用、著作権者の許諾を得るための検討等の過程で必要と認められる利用、技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものであります。

第二に、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備を行うものであります。

国立国会図書館の有する電子化された資料を広く国民が有効に活用できるようにするため、国立国会図書館が、電子化された資料を公立図書館等に対して自動公衆送信すること、また、公立図書館等において、その利用者の求めに応じて、送信された資料の複製物を一部提供することについて、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものであります。

第三に、公文書等の管理に関する法律に基づく利用に係る規定の整備を行うものであります。

公文書等の管理に関する法律では、国立公文書館等の長は、

行政機関等から移管された歴史資料として重要な公文書等について、適切な記録媒体により永久に保存しなければならないこと、また、利用の請求があった場合にはその写しの交付等をしなければならないこととされております。

このため、国立公文書館等の長や地方公共団体等の設置する公文書館等の長が公文書等の永久保存や写しの交付等を行うに当たつての著作物等の利用について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものであります。

第四に、技術的保護手段に係る規定の整備を行うものであります。

今日では、DVD等が広く普及しておりますが、このDVD等に用いられる暗号型技術を回避するプログラム等が出回っているため、こうしたプログラム等が規制の対象となるよう、DVD等に用いられる暗号型技術を技術的保護手段の対象に加えることとしております。

なお、この法律は、一部を除いて平成二十五年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決いただきますよう

著作権法の一部を改正する法律

お願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二十四年六月一日)

○石毛鏡子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の利用態様が多様化し、その違法利用、違法流通が広がっていることから、著作物等の利用の円滑化及びその適切な保護を図るため、必要な改正を行うものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用など、著作権者等の利益を不当に害しないような利用については、権利者の許諾なく行えるようにすること、

第二に、国立国会図書館においてデジタル化された、市場における入手が困難な出版物等について、国立国会図書館から公立図書館等へのインターネット送信などを可能とすること、

第三に、公文書等の管理に関する法律に基づく利用に係る規定の整備を行うこと、

第四に、DVD等の複製防止に用いられている暗号型技術を

回避するプログラム等が規制の対象となるよう、暗号型技術を技術的保護手段の対象に加えることなどであります。

本案は、六月一日日本委員会に付託され、同日平野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日質疑を行いました。質疑終了後、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案により、私的違法ダウンロードについて罰則を設けるとともに、その防止に関する国民に対する啓発や、関係事業者の措置、運用上の配慮について定めること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決の結果、修正案は賛成多数、修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月一日)

○池坊委員 たいま議題となりました修正案について、提出者を代表いたしましたし、その趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

本修正案は、違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽、映像を私的使用目的で複製する行為、いわ

ゆる私的違法ダウンロードについて罰則を設けるとともに、私的違法ダウンロードの防止に関し、国民に対する啓発、関係事業者の措置などについての規定を追加するものであります。

その内容の概要を御説明いたします。

まず、私的違法ダウンロードに対する罰則を設けることとい

ました。
すなわち、一、私的使用の目的をもって、二、有償著作物等の著作権または著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、三、みずからその事実を知らずに行つて著作権または著作隣接権を侵害した者は、四、二年以下の懲役もしくは二百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしております。

また、私的違法ダウンロードの防止の重要性についての国民の理解を深めることが重要であると考え、国及び地方公共団体に対し、私的違法ダウンロードの防止に関する啓発、未成年者に対する教育の充実を義務づけることといたしました。

その他、関係事業者の措置に関する規定、法律の施行後一年を目途とする検討条項等を設けることとしております。

以上が、修正案の趣旨及び内容の概要でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院文教科科学委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○野上浩太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用等について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるとともに、DVD等に用いられている暗号型技術を技術的保護手段の対象に加える等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽又は映像を私的使用目的で複製する行為について罰則を設けるとともに、国民に対する啓発、関係事業者の措置について定めること等を内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の内容を周知徹底する必要性、私的違法ダウンロード罰則化の課題、著作権教育の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

著作権法の一部を改正する法律

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年六月二〇日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、録音図書等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割に鑑み、ボランティア団体が法人格の有無にかかわらず円滑にその活動に取り組めるよう努めること。

二、視覚障害者等への情報提供の充実に資するため、作成された録音図書等が有効活用できるよう、視覚障害者等のために情報を提供する事業者を行う者のネットワークの構築に努めること。

三、違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することの防止の重要性に対する理解を深めるための啓発等の措置を講ずるに当たって、国及び地方公共団体は、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事

業者と連携協力を図り、より効果的な方法により啓発等を進めること。

四、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、インターネット利用者が違法なインターネット配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することを防止するための措置を講ずるよう努めること。

五、著作権法の運用に当たっては、犯罪構成要件に該当しない者が不当な不利益を被らないようにすることが肝要であり、とりわけ第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限にかならないよう配慮すること。

六、付随対象著作物の利用に係る規定である第三十条の二、検討の過程における利用に係る規定である第三十条の三、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用に係る規定である第三十条の四及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に係る規定である第四十七条の九については、関係者からその具体的な内容が条文からだけでは分かりにくいとの意見等があることを踏まえ、これらの規定の対象となる具体的な行為の内容を明示するなど、その趣旨及び内容の周知を図ること。

七、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る

規定の運用に当たっては、出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意すること。

八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多く国民にとつて必要不可欠のものになっていくことに鑑み、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。